

関係人口に関する要件との適合について

小浜市U・Iターン移住就職等支援事業における移住支援金交付要領第3条(4)関係人口に関する要件については、下記(1)に掲げる関係人口拡大を目的とした事業のいずれかの参加者・利用者であって、(2)および(3)に該当する者とする。

(1) 関係人口拡大を目的とした事業

【小浜市】

事業名	事業内容
①地域協働型学生活動「小浜Rキャンプ」推進事業	県内外の大学生たちが、小浜市に長期滞在し、学生の自由な発想から生まれた「地域プロジェクト」を地域住民と協働で取り組む活動を推進することで、地域の活性化と関係人口の増加を目的とした事業
②その他小浜市が関係人口拡大を目的として実施する事業	上記①のほか、小浜市が関係人口拡大を目的とした事業として別途定める事業

【福井県】

事業名	事業内容
①若者・子育てIターン応援事業	都市部の若者や子育て世帯をターゲットに、地域の「しごと」、「住まい」、「定着支援」をセットにした移住応援パックを開発し、都市部に向けて発信するとともに、移住体験ツアー等を実施
②「産地合説」開催事業	伝統工芸や地場産業に関心のある県外の学生・若者を対象に、仕事の体験、職人・技術者や地元住民との交流などを通じて産地の魅力を発信
③ワーケーション推進事業	県・市町・観光事業者等が一体となり、パッケージモデルの開発や受入環境整備等を促進し、都市部からのワーケーション受け入れを推進
④移住サポート推進事業	移住者等によるU・Iターン、関係人口拡大につながる活動を促進するとともに、移住の下見等に伴う移動費の一部を助成
⑤U・Iターン人材開拓事業	人材開拓員による人材掘り起こし、就職フェアや移住セミナー等への参加
⑥地域おこし協力隊レベルアップ事業	地域活動に関心がある若者向けに「ふくい地おこアカデミー」の開催など
⑦その他県が関係人口拡大を目的として実施する事業	上記①から⑥のほか、県が関係人口拡大を目的とした事業として、別途定める事業

(2)「小浜市を訪問したことがある者」に該当すること

令和3年4月1日以降、小浜市を訪問し、移住に向けた現地活動を行ったものとする。

(3)「企業等から雇用されている者、または自活できる程度の収入のある事業を営む者」に該当すること

企業等から雇用される者、自ら事業を営む者のいずれでもよく、業種を問わない(農林水産業、伝統工芸職への就業も可)。また、就業地は小浜市であるか否かを問わない。ただし、雇用される者にあたっては、週20時間以上の無期雇用契約である必要があり、自営業者にあっては、自活できる程度の収入のある事業を営んでいること(または、今後自活できる程度の収入を得ることが見込まれること)。